

## 既存条例等の見直しについて

政令指定都市への移行等、本市を取り巻く環境が大きく変化している中で、長期間にわたり改正が行われていない条例等もあることなどから、施行状況や「条例等整備方針」等を踏まえ、条例等の適時性を確保するため既存条例等の見直しを行うものとする。

### 1 見直しの内容

#### (1) 条例の見直し

##### ア 見直しの対象

次の条例を除くすべての条例を対象とする(対象条例230件)。

(ア) 議会関係条例(6件)

(イ) 制定後5年以内の条例(53件)

##### イ 見直しの視点

条例の適時性が確保されるよう、次の視点を基本として見直しを行う。

なお、必要性等の判断に当たっては、国の地域主権改革の動向等にも留意する。

必要性	制定当時の課題が存在し、現在も必要としているか。
有効性	掲げる目的について、現在も効果を挙げているか。
効率性	掲げる目的について、現在も効率的に機能しているか。
協働性	内容が市民、市民団体、特定非営利活動法人などの参加・参画、協働、市民活動の自主性・自己決定性に配慮されているか。
適合性	新・相模原市総合計画等市政の基本方針等に適合しているか。
適法性	内容が法令に抵触していないか。司法判断で違法性を問われる可能性は無いかな。
適切性	規定すべき例規の種類として適切であるか。

##### ウ 見直しの方法

(ア) 別に定める例規チェックシート等を活用し、例規所管課において見直しを行う。

(イ) 例規所管課による見直し結果を局において集約し、局としての方針を決定する。

(ウ) 局としての方針について総務局と調整を行い、庁議に諮り市としての見直し結果を確定する。

(エ) 見直し結果を市ホームページ等で公表する。

(オ) 検討の結果、見直しが必要と判断した条例については制定・改廃に向けた作業に着手する。

(カ) 見直しの内容に応じて、パブリックコメントや関係審議会等からの意見の聴取を行う。

## **(2) 規則・規程・要綱の見直し**

「条例等整備方針」や上記「見直しの視点」を踏まえ、条例と同様に見直しを行う。

## **2 今後の取組**

(1) 平成23年度及び24年度中に見直しを行い、結果をとりまとめ、制定・改廃を要すると判断した条例は、可能なものから議案の提出を行う。

(2) 「附属機関に係るもの」など特定の事案については、1(1)ウの見直しの方法とは別に、総務局を中心に早期の見直しを実施する。

(3) 今回の見直し対象から外れた制定後5年以内の条例等についても、それぞれ5年が経過する時点で見直しを行う。